

発 信 者	生活安全部長	発 信 年 月 日	3 1 . 4 . 2 2
宛 先	警 察 署 長	担 当 課	生活安全企画課

## 地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について

### 1 趣旨

地域住民等に対する防犯情報の提供については、警察本部長通達「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について」（平成31年3月29日付け）により、自主防犯活動を促すための重点的な取組として指示されたところであるが、その推進上の留意点については次のとおりであるので、これにより適時適切な情報提供を推進するもの。

なお、本通達の発出に伴い、生活安全部長通達「地域住民等に対する防犯情報等の提供に係る体制の確立と迅速な情報提供の推進について」（平成30年8月29日付け）については廃棄する。

### 2 情報提供の在り方の基本

防犯情報の提供は、受け手に情報を到達させ、犯罪防止に向けた取組の必要性について理解を得るとともに、その情報に接したことにより自主的な防犯行動を促すことを目的とするものである。

そのため、受け手の立場に立った情報提供を基本とし、警察から発信した情報が地域住民等に対してどのように到達し、自主的な防犯行動が期待できるかという観点を持って、訴求力のある効果的な情報提供を行う必要がある。

### 3 個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供

個別の犯罪等の発生に関する情報は、その時点で判明している事案の概要、凶器の有無、被害の状況、犯行の手口等防犯対策を講じる上で参考となる具体的な内容とすること。この場合において、防犯対策に関する情報は画一的なものではなく、当該事案に応じて、受け手が比較的容易に防犯行動をとることができるよう配慮した内容を提供すること。

特に、子供を対象とした事案、同一手口や同種対象の窃盗、詐欺事案等が発生したときは、その対象に応じた最も効果的な媒体により、迅速・確実に地域住民等に提供し、防犯対策を講ずるよう促すこと。

また、個別の犯罪等の発生に関する情報提供は、地域住民等に自主的な防犯行動を促す反面、不安感を与えることにもつながり得ることから、当該情報提供に係る犯罪の被疑者を検挙し、又は事案が解決したときは、速やかに検挙・解決に関する情報を提供するなど、安心感の付与にも努めること。

### 4 緊急性・危険性のある事案発生に伴う情報提供

#### (1) 速やかな情報提供

地域住民等に対して迅速に情報提供すべき緊急性・危険性のある事案とは、連続

して被害が発生するおそれのある事案、地域住民の生命・身体に危害が加えられると認められる事案であり、例えば

- ・ 銃器や刃物を使用した持凶器事案
- ・ 無差別殺傷事案
- ・ 暴力団が絡む抗争事案
- ・ 被留置者や受刑者の逃走事案
- ・ 市街地や通学路での熊等危険動物の出没

等の事案が想定されるところであるが、その内容により、「凶器使用」「無差別」「連続発生のおそれ」「逃走中」等の危険かつ切迫した状況を勘案して積極的な情報提供を検討し、提供すべき情報の内容、事案に応じた防犯対策、効果的な媒体等を迅速に判断するとともに、事案の詳細が不明であっても、事案が発生していることや防犯対策を第一報として提供することに配慮すること。

また、緊急性・危険性のある事案を認知したときは、夜間・休日であっても必要性に応じて速やかに情報提供し、自主的な防犯行動を促すこと。

## (2) 関係機関との連絡体制の確立

地域住民等へ防犯情報が幅広く確実に到達するよう、特に自治体、教育委員会、学校等の関係機関とは平素から連携を密にし、できる限り窓口を一本化して担当者を明確にした上で、連絡網を整備するなど伝達の手段・方法等を確認するとともに、これらの関係機関が有するメール配信サービス等による防犯情報の二次的な配信についても協力を要請しておくこと。

なお、児童・生徒の安全確保のため、休校、集団登下校、通学路警戒等の措置を要する場合に備え、あらかじめ夜間・休日でも対応できる連絡窓口を設定しておくこと。

## (3) 関係部門間の連携

適時適切な情報提供を行うためには、生活安全部門、捜査部門及び広報担当部門との連携が不可欠であることから、必要に応じ情報提供に係る関係部門間における所要の調整を図り、速やかに情報提供をすること。

また、警察本部と警察署との確実な連携により最新の情報を共有すること。

## 5 犯罪情勢に関する情報提供

犯罪の発生件数等の統計データ、犯罪発生マップ等犯罪情勢に関する情報提供については、地域住民等が最新の傾向や状況を把握できるよう定期的に更新し、自主防犯活動等の促進を図ること。

## 6 情報提供に関する留意事項

### (1) 媒体の効果的な活用

情報提供の方法は、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防災行政無線等のツールを利用するもの、防犯ネットワーク、防犯診断、防犯訓練等の地域住民に接して行うもの、広報誌、新聞折り込みチラシ等の配布によるもの、テレビ、ラジオ等のマスメディアの利用によるものなど多種多様であるが、防犯情報の種別に応じて、それぞれの媒体の特性を活かした効果的な活用を図ること。

### (2) 防災行政無線の活用促進

自治体の防災行政無線は、主に防災情報を提供するために整備されたものであるが、防犯活動のためにこれを活用することは、総務省から、「市町村が地方行政に関する業務として、盗難・防犯の警戒等の情報提供をするために防災行政無線を運用することは差し支えない」旨の回答を得ていることから、各自治体に対しては、警察が必要と判断する防犯情報の提供に常時利用できる取扱いとし、曜日・時間を問わず緊急の対応ができるよう自治体窓口の一本化を図るなど積極的な働き掛けを行うこと。

(3) 情報提供の地理的な範囲

防犯情報を提供する地理的な範囲については、市町村や警察署の管轄区域を単位とするもののほか、学校区など地域住民等がより身近に感じる地域を単位とするよう努めること。

(4) 受け手に応じた配慮

防犯情報は、適切なタイミングで提供され受け手に理解しやすいものであることが重要であるため、単なる犯罪情勢に関する統計データだけでなく、発生状況等について多角的な分析を盛り込むよう努めるほか、提供する地域や受け手に応じて、課題となる犯罪、防犯上留意すべき事項等をイラストや写真を効果的に使用し、ポイントを絞った構成にするなど、訴求力のある内容となるよう努めること。

また、防犯ボランティア団体等に対しては、当該団体の主たる活動地域の犯罪情勢等の防犯情報を定期的に提供するとともに、防犯パトロール等の参考となるような具体的な情報を提供し、その活動の支援に努めること。

(5) 個人のプライバシーの保護等

防犯情報には、個別の犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、被害者等事件関係者の個人のプライバシーの保護に細心の注意を払うこと。

特に、侵入犯罪、性犯罪、認知件数が少ない地域の犯罪等について、地理情報システム（GIS：Geographic Information Systems）等の技術を用いて発生状況等を電子地図に表示して提供する際には、その方法や態様によっては、被害者等に不測の不利益を及ぼすことにもつながりかねないことから、個別の事件の特定又は推認が困難な表示にするなど、被害者等に配慮した方法とすること。

また、メール送信の場合、受信者のメールアドレスを「BCC」に貼付して送信すべきところ、操作の不知によって「TO」や「CC」に貼付して送信し、メールアドレスが流出した事案があることから、誤操作等による個人情報の流出に配慮すること。

(6) 捜査上の秘密への配慮

犯罪発生状況等の提供により、捜査活動、防犯活動等の警察活動に支障が生じることがないように関係部門と十分な調整を図り、捜査上の秘密に配慮することはもとより、詳細な手口や特定の被疑者の犯行であることを推認できる情報を必要以上に提供しないこと。

(7) 学校に対する不審者情報等の提供

公立、国立及び私立の小学校、義務教育学校（いわゆる中高一貫校をいう。）及び特別支援学校（小学部）に対する不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。）の提供に関しては、生活安全部長通達「警察署と学校の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について」（平成30年8月15日付け）によること。

